

# 大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、ゴルフ場において芝、樹木等の病害虫の防除等に用いられる農薬の適正使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺環境の汚染防止を図るために必要な事項を定め、もって府民の健康の保護に資するとともに、良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するものをいう。

2 この要綱において「事業者」とは、府の区域内においてゴルフ場を経営している者又は経営しようとする者（当該ゴルフ場の造成工事が着手されたときの当該工事の発注者を含む。）をいう。

## (環境の保全)

第 3 条 事業者は、農薬の使用に関し、気象、地形、周辺の土地利用の状況等の環境条件を考慮し、周辺住民等に影響を及ぼさないよう環境の保全に配慮しなければならない。

## (環境保全計画書の作成)

第 4 条 事業者は、前条に規定する環境の保全を図るため、環境保全計画書（以下「計画書」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

2 事業者は、計画書の記載事項を変更したときは、速やかに知事に報告するものとする。

## (登録農薬の使用等)

第 5 条 事業者は、芝、樹木等の病害虫の防除等に農薬を使用するときは、法第 3 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。

2 事業者は、別に定める農薬を使用してはならない。

## (農薬の適正使用)

第 6 条 事業者は、農薬を使用するときは、法第 1 6 条の規定により容器に表示された登録に係る適用病害虫等の範囲及び使用方法並びに使用上の注意事項を遵守するものとする。

2 事業者は、耕種的防除に努めるとともに、病害虫の発生状況等に十分留意し、必要最少限の農薬を使用するものとする。なお、農薬の使用に際しては、低毒性農薬を優先するものとする。

(農薬の購入)

第 7 条 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第 3 条の規定により登録を受けた製造者若しくは輸入者又は法第 17 条の規定により届出を行った農薬販売者から購入しなければならない。

2 知事は、前項の農薬販売者に対し、適正な農薬販売等に係る指導を行うものとする。

(保管管理)

第 8 条 事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、施錠できる保管庫を設置するなど適正な保管管理を行うものとする。

2 事業者は、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条に定める毒物、劇物に該当する農薬を保管する場合、施錠できる専用の保管庫を設置し、「医薬用外毒物劇物」の表示をするものとする。

(農薬使用管理責任者の選任)

第 9 条 事業者は、当該ゴルフ場の職員の中から、農薬使用管理責任者を選任し、農薬の適正な使用及び適正な保管管理を行わせるものとする。

2 事業者は、農薬使用管理責任者を選任する場合、府が認定する農薬管理指導士に認定された者から選任するように努めるものとする。

(使用農薬等の記録)

第 10 条 事業者は、農薬の購入、使用状況等についてその都度帳簿に記録し、5 年間保存するものとする。

(農薬の流出禁止)

第 11 条 事業者は、雨水をゴルフ場内の池等に貯留して芝への散水に利用するなどして、農薬のゴルフ場外への流出をできるだけ抑えるように努めるものとする。

(水質等の監視)

第 12 条 事業者は、魚類を飼育するなどして、常にゴルフ場からの排出水の監視に努めるほか、排出水の色及び臭気並びに周辺の動植物の異常の有無について、把握に努めるものとする。

(水質検査)

第 13 条 事業者は、農薬の使用実態に応じ、ゴルフ場からの排出水について、農薬に係る水質検査を行うものとする。

2 事業者は、自己の水源を有する水道施設をもって場内に飲料水を給水している場合にあっては、飲料水について農薬に係る水質検査を行うものとする。

3 事業者は、前 2 項の規定による水質検査結果を記録し、5 年間保存するものとする。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する水質検査は、知事が別に定める水質検査技術マニュアルによるものとする。

(農薬使用状況等の報告)

第14条 事業者は、当該年の農薬使用計画及び前年の農薬使用実績並びに水質検査結果を、毎年2月15日までに知事に報告するものとする。

2 事業者は、水質検査結果が管理目標を超えたときは、速やかに知事に報告するものとする。

(立入検査等)

第15条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対して、農薬の使用等に関し必要な報告を求め、又は関係職員に必要な場所に立ち入り、農薬の使用状況及び帳簿、書類その他必要な物件の検査や排水などを収去させることがある。

2 事業者は、前項に規定する検査等について積極的に協力するものとする。

(指導、勧告等)

第16条 知事は、事業者に対し、この要綱の施行に関し必要な指導・助言を行うものとする。

2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する時は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することがある。

(1) 第3条に定める環境保全に配慮しなかったとき。

(2) 第4条に定める計画書を提出しなかったとき。

(3) 第5条の規定を遵守しなかったとき。

(4) 第13条に定める水質検査を実施しなかったとき。

(5) 第13条に定める水質検査結果が管理目標を超え、水質検査技術マニュアルに定める、必要な措置を講じなかったとき。

(6) 第14条に定める報告に虚偽があったとき。

3 知事は、事業者が正当な理由がなく、前項に規定する勧告に従わないとき又は第15条に定める立入検査を拒んだ時は、当該事業者の氏名又は名称及びその行為の内容を公表することがある。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、農薬の流出、飛散等の事故により、ゴルフ場及びその周辺において、人又は水産動植物等に被害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、直ちに知事等に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の規定により通報した場合、その状況及び講じた措置の概要を速やかに知事に報告するものとする。

(資質の向上)

第18条 事業者は、農薬使用管理責任者等関係者を、知事が行う農薬適正使用に係る講習会等へ積極的に参加などさせ、資質の向上を図るものとする。

2 知事は、農薬使用管理責任者等関係者に対し、農薬の適正使用、環境保全対策等について積極的に情報を提供するものとする。

(市町村長等との連携)

第19条 知事は、ゴルフ場の農薬使用に関し、市町村長、関係団体等と情報の交換を行うなど、相互に密接な連携を図るものとする。

(補 則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

平成13年7月12日一部改正

平成16年1月7日一部改正

平成16年10月6日一部改正

平成31年1月16日一部改正

令和元年10月7日一部改正

令和4年8月5日一部改正

# 大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱実施細則

## 第1 趣 旨

大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱（以下「指導要綱」という。）の施行に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 ゴルフ場

指導要綱において「ゴルフ場」とは、ホール数が6ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値が70m以上の施設をいう。

## 第3 環境の保全

指導要綱第3条に規定する周辺の土地利用の状況とは、ゴルフ場周辺地域における集落、市街地、公共施設等の立地状況及び水道水源、飲用井戸、漁業、農業等の利水状況等をいう。

## 第4 環境保全計画書

指導要綱第4条に規定する環境保全計画書は、ゴルフ場における農薬の使用に関する環境保全計画書（別記様式第1号）とする。

## 第5 使用してはならない農薬

指導要綱第5条第2項に規定する農薬は、次の農薬とする。

### 1 特定毒物

りん化アルミニウムくん蒸剤（商品名:ホストキシン等）

### 2 水質汚濁性農薬

CAT除草剤(商品名:シマジン)

### 3 毒 物

E P N剤

## 第6 水質等の監視

指導要綱第12条に規定する魚類による監視については、排出水の監視が適正に行われると認められる場所において実施すること。

## 第7 水質検査

1 指導要綱第13条第1項に規定する水質検査については、原則として次により行うものとする。

### (1) 採水地点

原則としてゴルフ場の排水口とする。

排水口で採水が不可能な場合は、場内の池等、排水口に近い地点とする。

なお、複数の排水口がある場合には、公共用水域への影響を考慮して主要な排水口を選定するものとする。

### (2) 検査項目

殺菌剤、殺虫剤及び除草剤について、使用量の多いものから主要な農薬成分を選定する。

この場合、別途作成する当該年度の農薬使用計画に基づき、農薬成分量換算の農薬年間総使用量の概ね80%以上を占める農薬成分を選定するように努めること。

### (3) 検査時期

検査時期は流出する農薬濃度が高い状態になると見込まれる時期とする。

2 指導要綱第13条第2項に規定する水質検査については、次により行うものとする。

### (1) 採水地点

蛇口等浄水処理後の地点とする。

### (2) 検査項目

殺菌剤、殺虫剤及び除草剤について、使用量の多いものから主要な農薬成分を選定する。

この場合、別途作成する当該年度の農薬使用計画に基づき、農薬成分量換算の農薬年間総使用量の概ね80%以上を占める農薬成分を選定するように努めること。

### (3) 検査時期

検査時期は流出する農薬濃度が高い状態になると見込まれる時期とする。

## 第8 水質検査技術マニュアル

指導要綱第13条第4項に規定する知事が定める水質検査技術マニュアルの内容は、次のとおりとする。

- 1 水質検査の内容
- 2 採水方法
- 3 分析方法
- 4 評価方法
- 5 その他

## 第9 事故発生時の対応

- 1 指導要綱第17条第1項に規定する通報先は、大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消推進グループとする。なお、毒物・劇物に起因する場合は、所轄の保健所、警察署及び消防機関にも通報する。
- 2 毒物・劇物が盗難にあい、又は紛失した時は、直ちにその旨を警察署に届出る。

## 第10 記 録

- 1 指導要綱第10条に規定する使用農薬等の記録事項は、次のとおりとする。
  - (1) 農薬の購入等の記録
    - ア 購入年月日
    - イ 購入農薬名及び数量並びに在庫量
    - ウ 購入者名、住所及び電話番号（販売届受理番号等も記入する。）
    - エ その他
  - (2) 農薬使用等の記録
    - ア 使用年月日
    - イ 使用農薬名、使用量、希釈倍数及び散布方法
    - ウ 使用場所（グリーン、ティー、フェアウェイ、ラフ、樹木・花木等及びその他）及び散布面積
    - エ 対象作物名及び対象病害虫名等
    - オ 散布者氏名（作業を委託した場合は、その業者名及び住所を記入する。）
    - カ その他
- 2 指導要綱第13条第3項に規定する水質検査結果の記録は、様式第2号別紙3によるものとする。

## 第11 報 告

指導要綱第4条、第14条及び第17条に規定する報告は、別表によるものとする。

## 第12 ゴルフ場の廃止

ゴルフ場を廃止したときは、様式第4号により報告するものとする。

## 附則

平成2年7月1日から施行する。

平成 25 年 3 月 1 日一部改正

平成 27 年 12 月 25 日一部改正

平成 31 年 1 月 16 日一部改正

令和元年 10 月 7 日一部改正

令和 2 年 11 月 27 日一部改正

令和 4 年 8 月 5 日一部改正



(別表) (第11条関係)

報告の種類	様式	提出期間	提出先	問合せ先
環境保全計画書 (第4条関係)	様式第1号	1 既設ゴルフ場 施行の日から2か月 2 新設ゴルフ場 開場日の1か月前 (ただし、開場の日前に農薬を使用す る場合は、農薬の使用開始日の 1か月前) 3 計画の変更 変更した日から2週間	大阪府環境農林水産部 農政室推進課 (病害虫防除グループ)	(表紙、別紙1～別紙4、別紙8) 大阪府環境農林水産部農政室推進課 (病害虫防除グループ) 大阪府健康医療部薬務課 (麻薬毒劇物グループ)  (別紙5～別紙7、別紙9) 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 (水質指導グループ) 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課 (水道グループ)  (表紙、別紙1、別紙2) 大阪府環境農林水産部農政室推進課 (病害虫防除グループ) (別紙3) 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 (水質指導グループ) 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課 (水道グループ)
農薬使用状況等報告書 (第14条関係)	様式第2号	毎年2月15日		
農薬使用に伴う事故報告書 (第17条関係)	様式第3号	事故が発生した日から2週間	大阪府環境農林水産部農政室推進課 (地産地消推進グループ)	
ゴルフ場廃止報告書 (第12条関係)	様式第4号	廃止した日から2週間	大阪府環境農林水産部農政室推進課 (病害虫防除グループ)	
担当課(室)・係名	担当事項	住所	電話番号・FAX番号	
大阪府環境農林水産部農政室推進課 (地産地消推進グループ)	農薬使用に伴う事故、農薬全般の指導 ・総合調整に関すること	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎22階	06-6941-0351 内2739 FAX 06-6614-0913	
大阪府環境農林水産部農政室推進課 (病害虫防除グループ)	農薬の適正使用及び病害虫防除技術に 関すること	〒583-0862 羽曳野市尺度442	072-957-0520 FAX 072-956-8711	
大阪府健康医療部薬務課 (麻薬毒劇物グループ)	毒物、劇物に関すること	〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目	06-6941-0351 内2558 FAX 06-6944-6701	
大阪府環境農林水産部環境管理室 事業所指導課(水質指導グループ)	公共用水域の水質の保全に関すること	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎21階	06-6941-0351 内3871 FAX 06-6210-9584	
大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課 (水道グループ)	飲料水の安全確保に関すること	〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目	06-6941-0351 内2575 FAX 06-6944-6707	

様式第1号（第4条関係）

## ゴルフ場における農薬の使用に関する環境保全計画書

年 月 日

大阪府知事 様

ゴルフ場名

住 所  
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱第4条第1項（第2項）の規定により、ゴルフ場における農薬の使用に関する環境保全計画書について作成（変更）したので、下記のとおり報告します。

### 記

- |   |                |         |
|---|----------------|---------|
| 1 | ゴルフ場の概要        | 別紙1のとおり |
| 2 | 農薬使用管理責任者      | 別紙2のとおり |
| 3 | 農薬の適正使用方法      | 別紙3のとおり |
| 4 | 農薬の購入及び保管管理方法等 | 別紙4のとおり |
| 5 | 環境保全対策         | 別紙5のとおり |
| 6 | 魚類等による監視方法     | 別紙6のとおり |
| 7 | 水質検査方法         | 別紙7のとおり |
| 8 | 事故発生時の対応方法     | 別紙8のとおり |
| 9 | ゴルフ場及びその周辺の状況図 | 別紙9のとおり |

※変更時は変更した項目の番号に○をつけてください。

(別紙1)

### ゴルフ場の概要

ゴルフ場名			
ゴルフ場の所在地			
開場年月日	年 月 日		
ホール数	ホール		
コースの総延長	m (ホールの平均距離 m)		
面積	内訳	グリーン	m <sup>2</sup>
		ティー	m <sup>2</sup>
		フェアウエー	m <sup>2</sup>
		ラフ	m <sup>2</sup>
	芝張り面積小計		m <sup>2</sup>
	樹木・花木等		m <sup>2</sup>
	その他		m <sup>2</sup>
	総面積		m <sup>2</sup>
営業日数	年間 日		
	休業日 ( )		

(別紙2)

### 農薬使用管理責任者

職名	
氏名	
農薬管理指導士認定の有無	有 ( 年 月 日大阪第 号認定) 無
農薬使用管理責任者を選任した日	年 月 日

(農薬及び環境(水質等)に関する資格一覧)

氏名	資格又は免許	資格等取得年月日

(別紙3)

## 農薬の適正使用方法

農薬の適正使用	1 使用量抑制についての考え方
	2 低毒性農薬使用についての考え方
	3 気象条件についての配慮
	4 散布日及び散布時刻についての配慮
	5 その他

(別紙4)

### 農薬の購入及び保管管理方法等

	住 所	名 称	農薬販売届出の通算 受 理 番 号
	(営業所の所在地)		
農薬の主な購入先			
農 薬 の 保 管 管 理 方 法			
防 除 の 委 託	有 ( 全面委託 ・ 一部委託 ) ・ 無		
	住 所	名 称	
	(営業所の所在地)		

(注) 農薬販売届出の通算受理番号の欄は、毒物、劇物に該当する場合は、毒物・劇物販売業の登録番号も併せて記入すること。

(別紙5)

## 環 境 保 全 対 策

農薬の場外への 流出防止方法	1 構造上の対策
	2 管理上の対策
タンク、散布車等 の農薬散布機材の 洗浄水や散布残液 の処分方法	
使用済み容器の 処理・処分方法	
そ の 他	

(別紙6)

### 魚類等による監視方法

区 分	魚 類 類	そ の 他
監視内容		
監視場所 位置図は別紙9 に示す		
監視時期		



(別紙7)

### 水 質 検 査 方 法

区 分	排 出 水	飲 料 水 (自家水道のみ記入)
検 査 項 目		
採 水 地 点 位置図は別紙9 に示す		
採 水 時 期	年 回	年 回

[飲料水の給水方法] 1 自家水道 (井戸・池・河川・その他)  
2 市町村水道


(別紙8)

## 事故発生時の対応方法

管理連絡系統図	
---------	--

(注) 通報先の機関名、住所及び電話番号を記入すること。

# ゴルフ場及びその周辺の状況図

ゴルフ場境界線	—
流域	----
コース、グリーン	—
池	
川	→
排水系	----
境界へ排水する地点	○
魚類等による監視地点	▲
水質検査地点	●
ゴルフ場周辺における集落、市街地、公共施設等の立地状況及び水道水源、飲用井戸、漁業、農業等の利水状況を記入すること。	

様式第2号（第14条関係）

## 農薬使用状況等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

ゴルフ場名

住 所  
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱第14条の規定により、農薬使用状況について、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 農薬使用計画 別紙1のとおり
- 2 農薬使用実績 別紙2のとおり
- 3 水質検査結果 別紙3のとおり

報告書作成 担当者	氏名	
	電話	FAX
	Eメールアドレス	



















(別紙3)

### 水質検査結果

検体の区分 *1		採水直前3日間の降水量			
採水	年月日				
	天候				
	場所 *2				
	場所の種別	ゴルフ場排水口	採水者の種別	ゴルフ場職員	
ゴルフ場内		民間分析機関			
ゴルフ場下流の水域		農薬散布業者			
その他 ( ) *3		その他 ( ) *3			
水質分析結果	項目	定量下限値 (mg/L)	測定値 (mg/L)	採水前の分析農薬の最終散布年月日	
分析者の種別	民間分析機関	特記事項			
	農薬散布業者				
	その他 ( ) *3				

(注) この様式は、1検体(1採水日・1採水箇所)につき一枚ずつ作成すること。  
計量証明書の写しを添付すること。

\*1 「排水水、飲料水」のいずれかを記載すること。

\*2 ○○池、No.○排水口等、具体的に記載すること。

\*3 「その他」の場合は、「その他 ( )」としてカッコ内に内容を記載すること。

様式第3号（第17条関係）

## 農薬使用に伴う事故報告書

年 月 日

大阪府知事 様

ゴルフ場名

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱第17条第2項の規定により、農薬使用に伴う事故について下記のとおり報告します。

記

1 周辺環境等に対する被害（有・無） 別紙1のとおり

2 中毒事故（有・無） 別紙2のとおり

## 周辺環境に対する被害発生状況

発生日	被害対象	発生場所	農薬名等	発生時の状況	症状	処置	被害の程度	備考

(注)

- 1 農薬と被害との因果関係が明確でないものについては、その旨を備考欄に記入すること。
- 2 農薬名等の欄には、該当する農薬の商品名、有効成分名及びその含有割合、剤型、毒物・劇物の別等を記入すること。
- 3 被害対象別の欄の記入にあたって、水産動植物、農作物及び家畜等の被害については、それぞれ水産動植物名、農作物名及び家畜名ごとに記入すること。
- 4 被害の程度の欄について、水産動植物のときは被害数量又は被害金額、被害面積（面積が確定しがたい場合は、およその水域の範囲）及び被害戸数を、農作物のときは、被害面積、被害戸数及び被害程度又は被害金額を具体的に記入すること。

(別紙2)

# 中毒事故発生状況

発生年月日	年齢	性別	中毒原因	発生場所	農薬名等	中毒発生時の状況	症状	処置	中毒の程度	備考

(注) 1 農薬と被害との因果関係が明確でないものについては、その旨を備考欄に記入すること。  
2 農薬名等の欄には、該当する農薬の商品名、有効成分名及びその含有割合、剤型、毒物・劇物の別等を記入すること。



様式第4号（第12条関係）

## ゴルフ場廃止報告書

年 月 日

大阪府知事 様

ゴルフ場名

住 所  
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱に規定されたゴルフ場を廃止しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 廃止年月日

年 月 日